

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画の位置づけ及び計画期間
2. 新宿区の人口・世帯等の状況
3. 次世代育成支援計画の総合ビジョン
4. 基本目標
5. 施策目標
6. 施策の体系

1. 計画の位置づけ及び計画期間

(1) 計画の位置づけ

【新宿区次世代育成支援計画】

新宿区次世代育成支援計画（第三期）（以下「次世代計画」という。）は、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく市町村行動計画に該当する計画であるとともに、「新宿区総合計画」のまちづくりの基本目標Ⅱ「だれもが人として尊重され、自分らしく成長していきけるまち」の実現を目指した分野別計画です。

この計画は、第二期までの新宿区次世代育成支援計画を継承しつつ、施策ごとに現状と課題を検証し、その課題に対応する施策体系に再構築して策定しています。

急速な少子化の進行等を踏まえ、子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備を図るため、妊娠期から世帯形成期を対象に、子育て環境の整備や、仕事と子育ての両立のための取組みについて、区が目指す方向性と施策を示すものです。

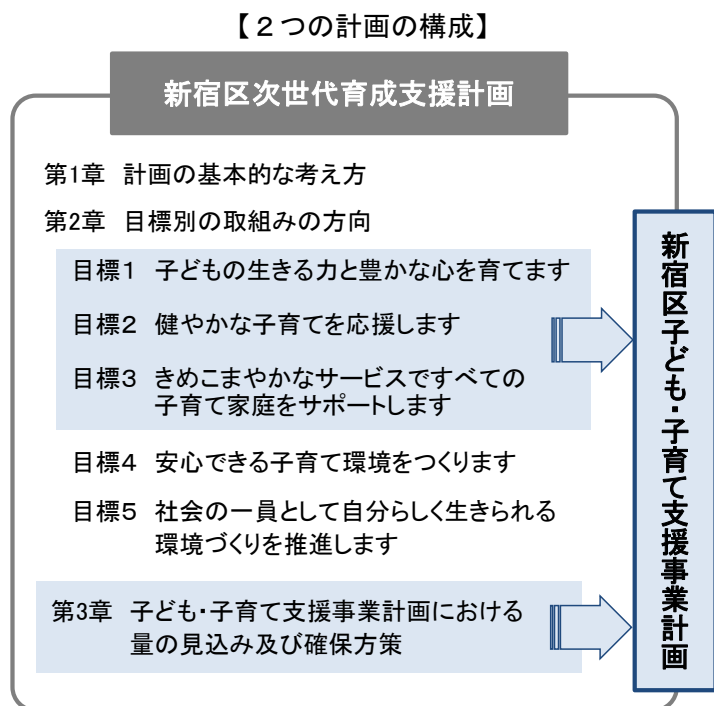
【新宿区子ども・子育て支援事業計画】

子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）は、「子ども・子育て支援法」第2条（基本理念）を踏まえ、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、確保、教育・保育の質の改善、地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、第61条の市町村子ども・子育て支援事業計画として策定しています。詳しくは第3章99ページ以降に記載している子ども・子育て支援新制度の概要に基づき、保育施設等の整備による定員の確保数や、子ども・子育て支援法で策定が義務づけられた事業（地域子ども・子育て支援事業）の確保数等（数値目標等）を年度ごとに定めています。

具体的な取り組み内容は、次世代計画の第2章（目標1から目標3）に記載しています。そのため、数値目標を中心として作成している第3章のほか、次世代計画の目標1から目標3は、事業計画としても位置付けています。

(2) 計画の期間

次世代計画、事業計画とも、平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）の5年間を計画期間としています。

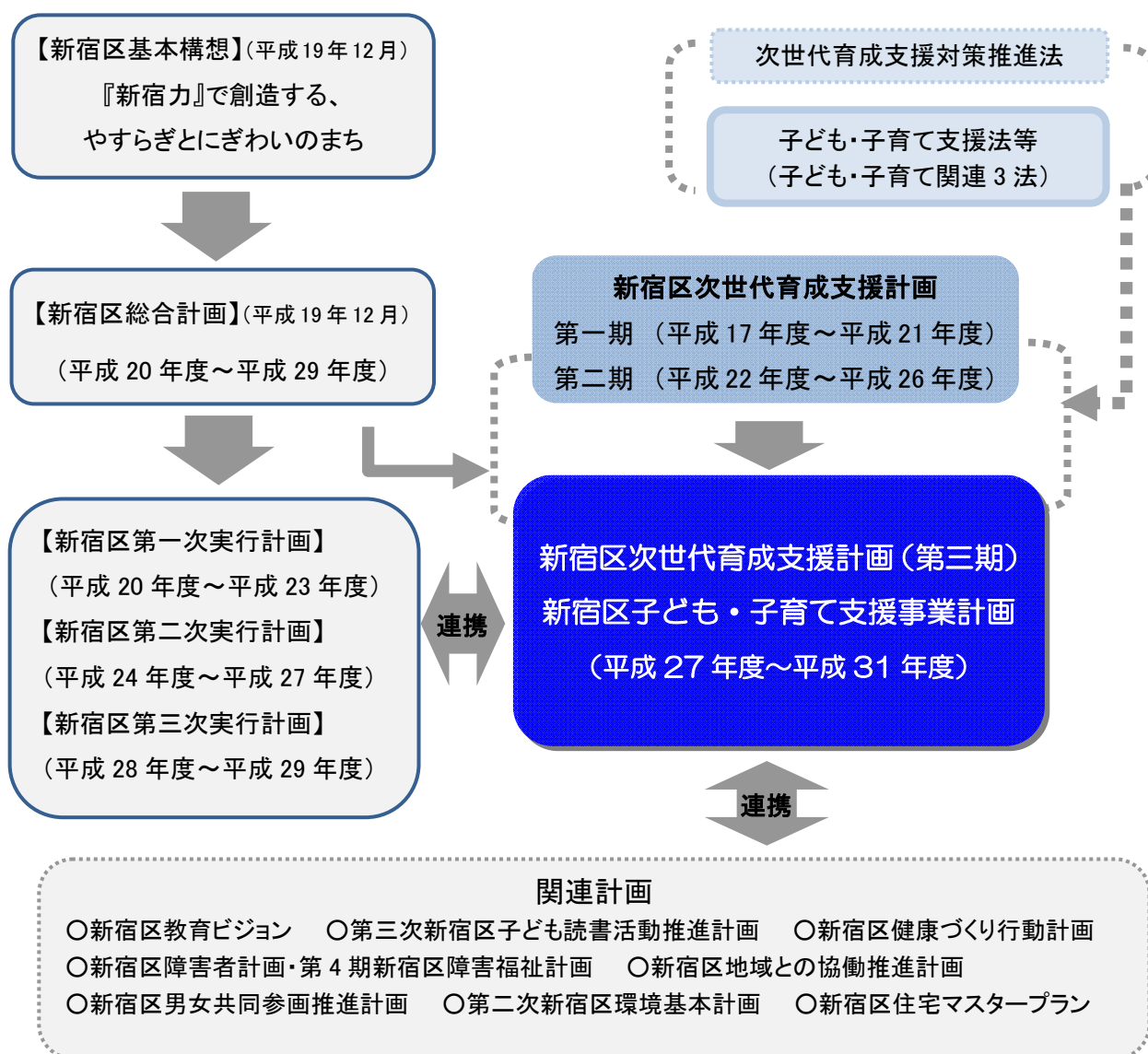


(3) 他の計画との関係

次世代計画は、「新宿区総合計画」の個別計画であり、児童福祉法第56条の8に基づく「市町村保育計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「放課後子ども総合プラン」、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画」、国が示した母子保健や国民の健康に関する「健やか親子21」及び「健康日本21」が示すビジョンを踏まえた「母子保健計画」を包含しています。

また、関連する様々な計画とも緊密な連携を図っています。

【計画等の体系フロー図】



2. 新宿区の人口・世帯等の状況

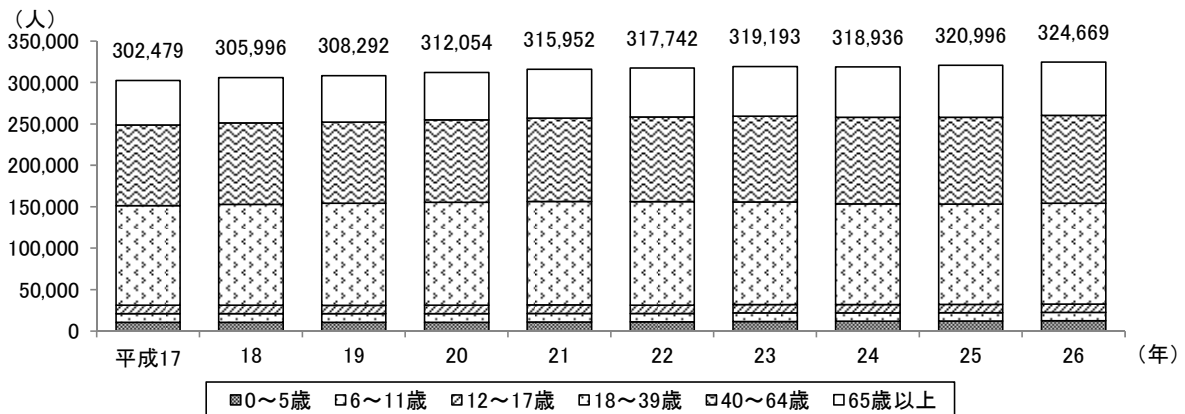
(1) 総人口、年齢6区分別人口の推移

平成17年からみると、新宿区では総人口はおおむね微増傾向にあり、平成26年4月1日現在で約32万人、そのうち外国人は約3万人となっています。

年齢別にみると、0～5歳人口は12,589人、6～11歳人口は10,045人、12～17歳人口は10,077人となっています。0～5歳人口はおおむね微増傾向にありますが、6～11歳、12～17歳人口はほぼ横ばいで推移しています。

総人口の約1割で推移している外国人人口については、就労や就学のため18～39歳が15～17%で推移していますが、17歳未満についてはおおむね1割で推移しています。

図表 I-1 年齢6区分別人口の推移（総数）



図表 I-2 人口総数

	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
総数	302,479	305,996	308,292	312,054	315,952	317,742	319,193	318,936	320,996	324,669
65歳以上	53,600	54,750	56,023	57,198	58,657	59,423	59,663	60,698	62,848	64,375
40～64歳	97,552	98,133	97,875	99,366	100,806	102,135	103,596	104,432	104,726	105,844
18～39歳	119,871	121,760	123,177	124,072	124,934	124,688	123,888	121,714	121,046	121,739
12～17歳	10,475	10,371	10,278	10,308	10,246	10,081	10,201	10,141	10,101	10,077
6～11歳	10,139	10,235	10,157	10,299	10,272	10,199	10,169	10,010	10,032	10,045
0～5歳	10,842	10,747	10,782	10,811	11,037	11,216	11,676	11,941	12,243	12,589

図表 I-3 総人口に占める外国人の割合

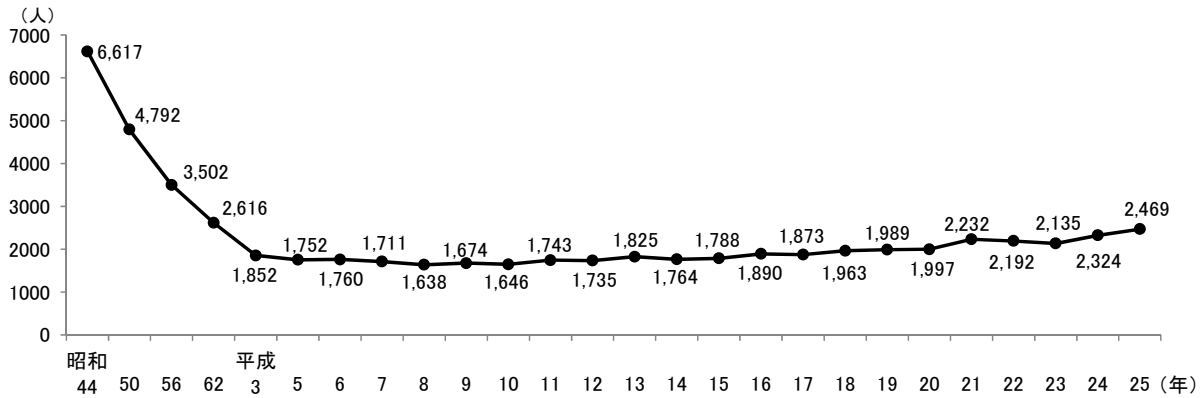
	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
総数	9.5%	9.8%	10.1%	10.4%	10.8%	11.1%	11.0%	10.5%	10.1%	10.4%
65歳以上	1.3%	1.3%	1.3%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.3%	1.4%	1.4%
40～64歳	7.6%	7.9%	8.1%	8.5%	8.9%	9.1%	8.6%	8.3%	8.1%	7.9%
18～39歳	14.9%	15.4%	15.9%	16.3%	16.9%	17.6%	17.8%	17.2%	16.7%	17.8%
12～17歳	8.1%	8.7%	8.8%	9.5%	10.3%	9.7%	10.1%	10.1%	10.0%	9.7%
6～11歳	9.6%	10.5%	10.8%	11.5%	11.7%	10.7%	11.1%	10.6%	9.7%	9.5%
0～5歳	8.2%	8.4%	7.9%	8.0%	8.5%	8.5%	8.7%	8.3%	8.5%	7.6%

出典：住民基本台帳 各年4月1日

(2) 出生数の推移

昭和44年に6,617人だった区の出生数はその後減少が続き、平成3年には2,000人を割り、平成8年には最少の1,638人となりました。その後は微増減を繰り返し、平成21年には2,000人台を超え、平成25年の出生数は2,469人となりました。

図表 I-4 出生数の推移

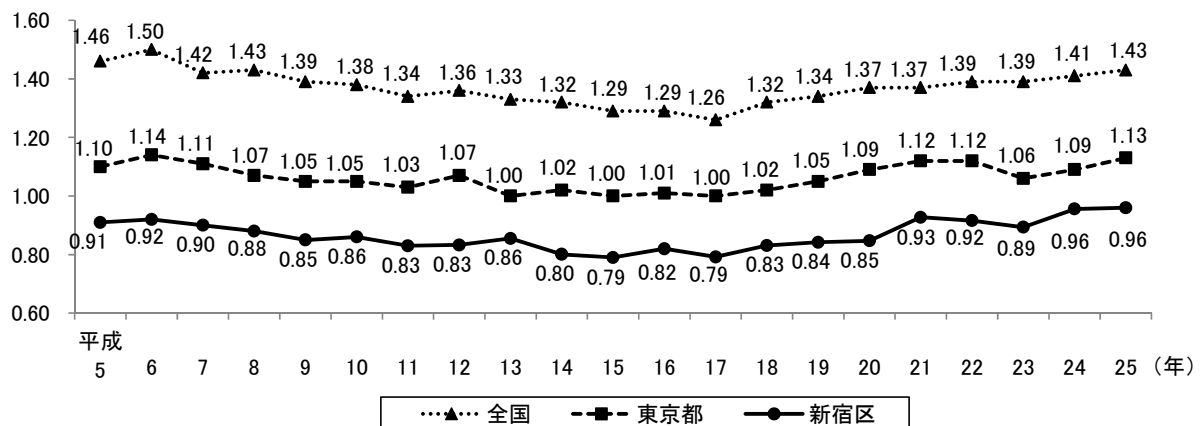


出典：新宿区「新宿区の概況」 各年

(3) 合計特殊出生率の推移

新宿区の合計特殊出生率（一人の女性が一生に生む子どもの平均数）は、全国の都道府県の中で最も低い東京都の中でも、さらに低い値で推移しています。平成21年に0.93まで上昇したものの、平成23年には0.9を割りました。平成24年、平成25年は0.96となって横ばいです。

図表 I-5 合計特殊出生率の推移



出典：東京都、新宿区の合計特殊出生率：東京都保健福祉局「人口動態統計」
 全国の合計特殊出生率：厚生労働省「人口動態統計 年報」

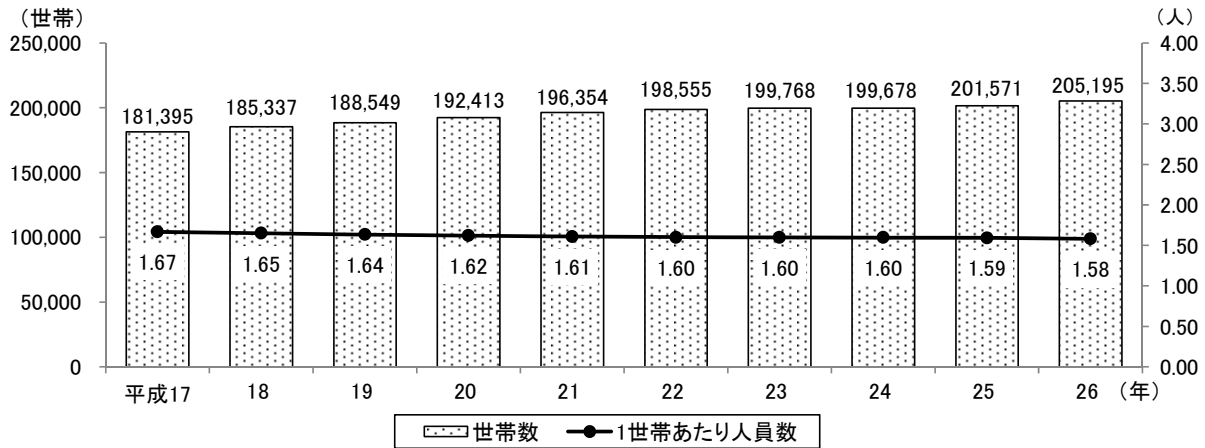
(4) 世帯数の推移

平成26年4月1日現在の世帯数は、205,195世帯です。平成17年以降、おおむね増加傾向にあり、平成17年から26年までの間に約20,000世帯の増となっています。

一方、1世帯あたりの世帯人員数は減少が続いており、平成17年の1.67人から平成26年には1.58人となっています。

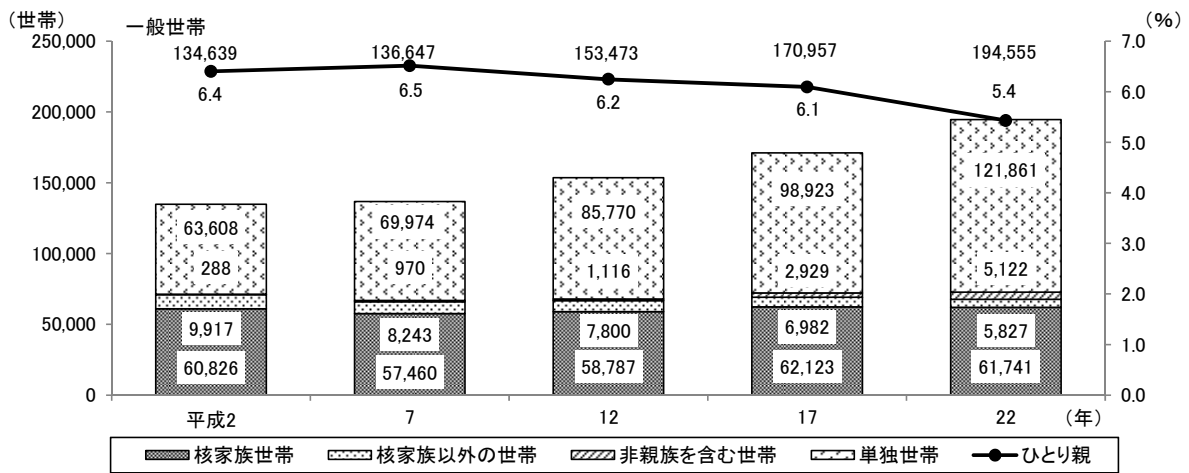
国勢調査の推移を見ると、区では単独世帯の割合が大きく伸びています。ひとり親世帯については割合が減少していますが、実数はほぼ横ばいとなっています。

図表 I-6 世帯数及び1世帯あたり世帯人員数の推移



出典：住民基本台帳（外国人登録者含む） 各年4月1日

図表 I-7 家族類型別世帯数の推移



※ひとり親世帯とは、「女親と子どもから成る世帯」と「男親と子どもから成る世帯」の合計を指します。

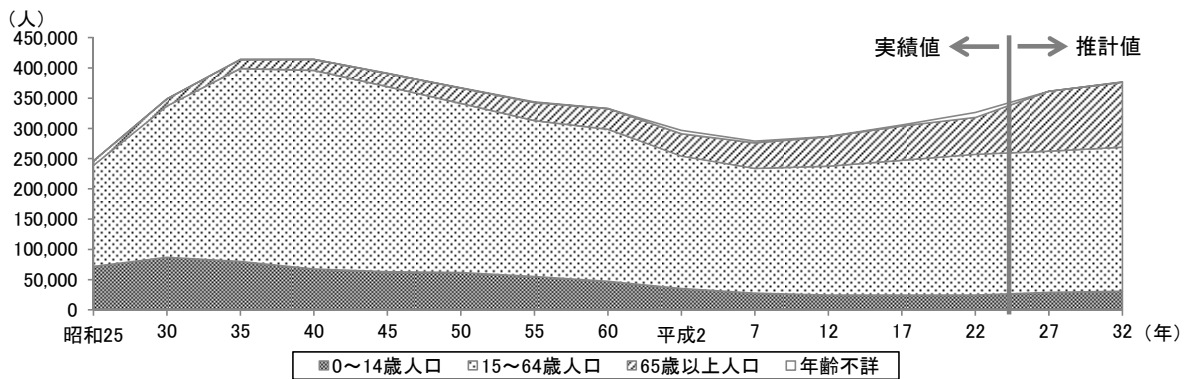
出典：総務省「国勢調査」

(5) 少子高齢化

昭和25年から平成22年までの人口実績値をみると、0～14歳の年少人口は、昭和30年から平成17年まで緩やかな減少傾向にありましたが、その後はほぼ横ばいで推移しています。15～64歳の生産年齢人口は、昭和22年から昭和40年までに約2倍に増加しましたが、その後は減少傾向で推移しています。65歳以上の老年人口は、昭和25年から一貫して増加し、昭和25年には年少人口の約10分の1、生産年齢人口の約25分の1の規模でしたが、平成22年には年少人口の約2.4倍、生産年齢人口の4分の1強の規模となっています。

平成27年から平成32年までの人口推計値をみると、年少人口は微増傾向に、老年人口は増加傾向になり、平成32年の老年人口は年少人口の約3.6倍、生産年齢人口の2分の1弱の規模となることが推計されています。

図表 I-8 年齢3区分別人口の推移

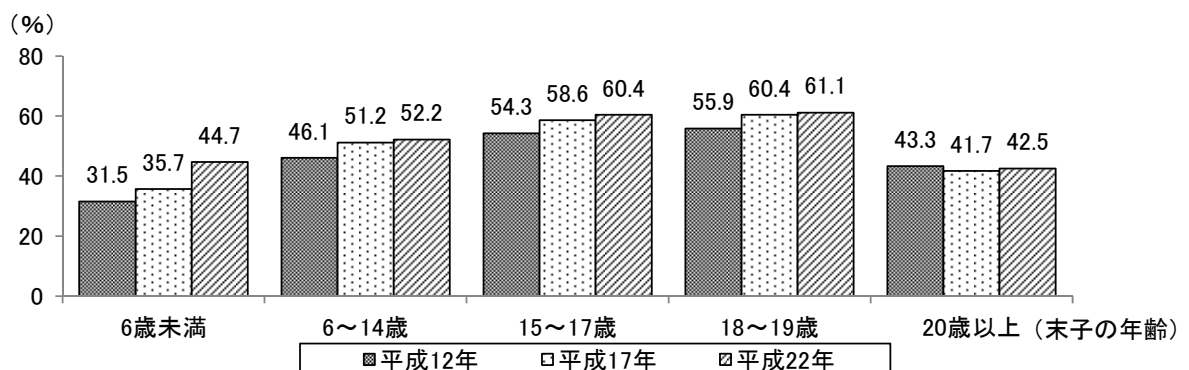


出典：(実績値) 総務省「国勢調査」
(推計値) 新宿区資料

(6) 子どもがいる夫婦の世帯に占める、末子の年齢別「夫婦とも就業」の世帯の割合

平成12年、17年、22年の国勢調査の結果を比較すると、20歳未満の子どもがいる夫婦の世帯に占める、「夫婦とも就業」の世帯の割合は年々増加しています。特に、就学前児童の保護者については、平成12年の31.5%から平成22年の44.7%と大きく増加しています。

図表 I-9 子どもがいる夫婦の世帯に占める、末子の年齢別「夫婦とも就業」の世帯の割合 (新宿区)



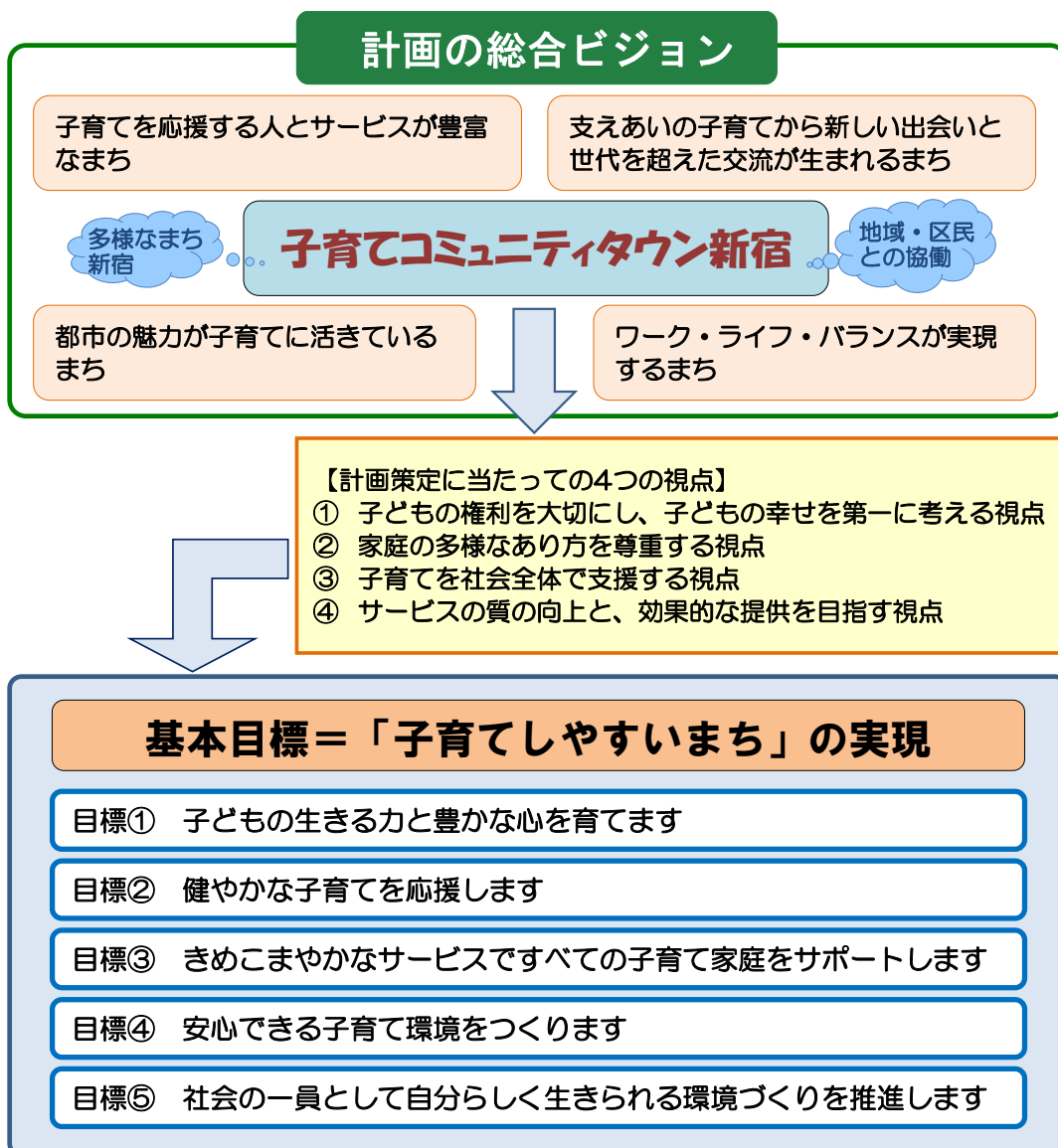
※割合は、分母の子どもがいる夫婦の世帯総数から夫婦の就業状態「不詳」を除いて算出しています。
出典：国勢調査 産業等基本集計結果 (新宿区新宿自治創造研究所)

3. 次世代育成支援計画の総合ビジョン

新宿区は新宿駅周辺の賑わいと閑静な住宅地、古い街並みが同居し、100を超える国籍の外国人が住み暮らしています。また、近年は交通至便な場所に住宅建設が進み、多くの子育て世帯が転入しています。こうした新宿の多様性を次世代の育成に活かすためには、地域の様々なネットワークが子育てを支えるという視点が欠かせません。

新宿区は子育てを応援する人とサービスが豊富なまち、支えあいの子育てから新しい出会いと世代を超えた交流が生まれるまちなどを表す「子育てコミュニティタウン新宿」を第1期の次世代計画から総合ビジョンに掲げ、「子育てしやすいまちの実現」を目指しています。

本計画では「子育てしやすいまちの実現」のため、これまでの次世代計画と同様に4つの視点を踏まえた5つの目標を設定しています。目標5はワーク・ライフ・バランスの推進等に加え、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者への支援のあり方・方向性の検討を追加しました。また、社会情勢の変化や次世代育成支援に関する調査等の結果を踏まえ、課題とその対策を整理したうえで、施策体系を見直しています。





4. 基本目標

この計画では、「子育てしやすいまち」を実現することを目指します。

◆数値目標

- 新宿区の次世代計画は、「子育てしやすいと思う人」の割合を増やすことを数値目標として掲げています。
- 平成25年度新宿区次世代育成支援に関する調査では、新宿区が「子育てしやすいまちだと思う」人の割合が、就学前児童保護者で47.0%、小学生保護者で54.9%となりました。これは前計画の目標値（就学前児童保護者45%、小学生保護者45%）を上回り、目標を達成することができました。
- この計画の最終年度である平成31年度には、「子育てしやすいまち」と思う人の割合を、就学前児童保護者は55%、小学生保護者は65%にすることを目標とします。

平成31年度の数値目標

区分	平成25年度調査結果	平成31年度目標
就学前児童保護者	47.0%	 55%
小学生保護者	54.9%	 65%

【数値目標の説明】

【平成15年度調査結果と平成20年度調査結果、平成25年度調査結果の比較】

区分	平成15年度調査結果	平成20年度調査結果	平成25年度調査結果
就学前児童保護者	24.7%	35.9%	47.0%
小学生保護者	16.6%	35.0%	54.9%

- 就学前児童保護者調査では、平成20年度と平成25年度を比較すると、約1.3倍の伸び率（約30%増）となりました。
- この伸び率の約半分（15%）をこの計画の伸び率の目標とすると、就学前児童保護者は54%、小学生保護者は63%になります。
- 就学前児童保護者・小学生保護者ともに、この伸び率に基づく数値を目標とします。

5. 施策目標

【4つの視点】

- ① 子どもの権利を大切にし、子どもの幸せを第一に考える視点
- ② 家庭の多様なあり方を尊重する視点
- ③ 子育てを社会全体で支援する視点
- ④ サービスの質の向上と、効果的な提供を目指す視点

【5つの目標】

目標1 子どもの生きる力と豊かな心を育てます

子ども時代は、人として成長していく土台が築かれるかけがえのない時期です。次世代の親となり未来の担い手となる子どもたちの権利を尊重し、自立して生きていくために必要な豊かな知性・感性・考える力・体力や生活力が育つよう、教育環境や育成環境の充実を図っていきます。

目標2 健やかな子育てを応援します

健やかに子どもを生き育てられるよう、妊娠・出産・子育て期の母親と家族を支援するサービスを充実させます。また、乳幼児期・学童期・思春期を通じ、子どもの成長にあわせて、心身ともに健やかな成長を促すための支援を充実させていきます。

目標3 きめこまやかなサービスですべての子育て家庭をサポートします

すべての子育て家庭が心にゆとりを持って子育てできるよう、多様な子育てニーズに対応できるサービスの充実を図り、子育て支援サービスを必要としている人が、気軽に利用できるサービスを実現していきます。また、保育園の待機児童解消対策を推進するとともに、学童クラブの充実を図ります。

目標4 安心できる子育て環境をつくります

子どもの成長と子育て家庭を支援する地域の力を育み、家庭・地域・学校が手を携えて子どもを育てる仕組みや多世代による交流活動などを充実させ、子育てを社会全体で支える環境づくりを進めていきます。また、関係機関が連携し子どもたちを犯罪や事故から守る活動の推進、環境問題への仕組みや居住環境の整備などにより、子育てしやすいまちの実現をめざします。

目標5 社会の一員として自分らしく生きられる環境づくりを推進します

子育てしやすい社会を実現するためには、働き方の見直しによる仕事と生活の調和が不可欠です。子育て家庭、事業主、労働者、地域住民への働きかけを行い、すべての人がワーク・ライフ・バランスを享受することにより、多様な生き方を実現できる環境づくりを推進します。

また、一人ひとりの若者が、社会との関わりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者ととも次代の社会を担うことができるよう、若者の就業促進や自立支援などの若者支援施策を総合的に推進します。

6. 施策の体系

(1) 施策の体系

目標1 子どもの生きる力と豊かな心を育てます

- 1 すべての子どもが大切にされる社会のために
 - ① すべての子どもが自分らしく育ち社会に参加する権利
 - ② すべての子どもが人として尊ばれ守られる権利
- 2 子どもの生きる力を育てるために
 - ① 質の高い学校教育の推進
 - ② 一人ひとりの特性に応じた発達と自立への支援
- 3 子どもが心身ともに豊かに育つために
 - ① 心とからだの栄養素「遊び」
 - ② 心とからだの栄養素「文化・芸術」
 - ③ 心とからだの栄養素「食」
- 4 国際化社会で生きる力を育む

目標2 健やかな子育てを応援します

- 1 妊娠・出産からはじまる子育て支援
- 2 子どもの健やかな成長のために
 - ① 乳幼児の健やかな発達支援
 - ② 学童期から思春期までの健康づくり

目標3 きめこまやかなサービスですべての子育て家庭をサポートします

- 1 子育て支援サービスの総合的な展開
 - ① 子育て支援サービスの充実
 - ② 経済的な支援
- 2 就学前の教育・保育環境の充実
 - ① 保育所待機児童の解消
 - ② 保育サービスの充実と質の確保
 - ③ 幼児教育環境の充実
- 3 放課後の子どもの居場所の充実
 - ① 学童クラブの充実と質の確保
 - ② 児童館・放課後子どもひろば等の充実
- 4 特に配慮が必要な子どもと家族のために
- 5 ひとり親家庭への支援
- 6 外国につながる家庭、子どものために

目標4 安心できる子育て環境をつくります

- 1 みんなで子どもの育ち・子育てを支えあえる環境づくり
- 2 子どもの笑顔があふれるまちづくり
- 3 もっと安全で安心なまちづくり
- 4 未来の子どもたちへの環境づくり

目標5 社会の一員として自分らしく生きられる環境づくりを推進します

- 1 ワーク・ライフ・バランスが実現できる取組みの推進
- 2 男女がともに自分らしく生きるために
- 3 若者支援の総合的な推進

(2) ライフステージを見通した次世代育成支援

※ライフステージは各施策目標を構成する主な事業を掲載しています。

	妊娠期	乳児期 0～2歳	幼児期 3～5歳	小学生	中学生	青年期 ～18歳	世帯形成期 19～39歳	
目標1 子どもの生きる力と豊かな心を育てます	1-1 すべての子どもが大切にされる社会のために (P16)							
	①すべての子どもが自分らしく育ち社会に参加する権利 (P16)							
				・人権教育の推進				
				・子どもの施策への参画促進				
	②すべての子どもが人として尊ばれ守られる権利 (P17)							
		・子ども家庭・若者サポートネットワーク						
		・子ども・若者総合相談窓口						
		・子どもと家庭の総合相談(虐待の通報窓口)						
		・要保護児童対策地域協議会						
		・育児支援家庭訪問事業(養育支援)						
				・新宿子どもほっとライン				
				・情報モラル教育の推進				
				・学校問題支援室の運営				
				・学校問題等調査委員会の運営				
				・児童・生徒の不登校対策				
	1-2 子どもの生きる力を育てるために (P22)							
	①質の高い学校教育の推進 (P22)							
				・学校支援体制の充実				
				・学校評価の充実				
				・特色ある教育活動の推進				
				・地域協働学校(コミュニティスクール)の推進				
	②一人ひとりの特性に応じた発達と自立への支援 (P24)							
		・発達相談						
		・児童福祉法に基づく児童発達支援(特例あり)						
		・巡回指導(障害児)		・巡回指導・相談体制の構築				
				・情緒障害等通級指導学級の設置				
	1-3 子どもが心身ともに豊かに育つために (P27)							
	①心とからだの栄養素「遊び」 (P27)							
	・プレイパーク活動の推進							
						・プレイリーダーの養成		
	・みんなで考える身近な公園の整備							
②心とからだの栄養素「文化・芸術」 (P29)								
	・文化体験プログラムの展開							
	・子ども読書活動の推進							
	・絵本でふれあう子育て支援		・学校図書館の充実					
③心とからだの栄養素「食」 (P32)								
	・もぐもぐごっくん支援事業							
	・幼児食教室							
	・離乳食講習会							
	・栄養相談			・メニューコンクール				
	・保育園・子ども園での食育の推進			・児童館等の職員への食育研修				
			・学校(園)における食育の推進					
	・食育講座							
1-4 国際化社会で生きる力を育む (P35)								
			・国際理解につながる情報発信					
			・オリンピック教育推進事業					

	妊娠期	乳児期 0～2歳	幼児期 3～5歳	小学生	中学生	青年期 ～18歳	世帯形成期 19～39歳
目標2 健やかな子育てを応援します	2-1 妊娠・出産からはじまる子育て支援（P36）						
	・母親・両親学級等の開催						
	・はじめまして赤ちゃん応援事業						
	・妊婦への相談支援						
	・妊婦健康診査						
	・妊婦歯科健康診査						
	2-2 子どもの健やかな成長のために（P38）						
	①乳幼児の健やかな発達支援（P38）						
	・親と子の相談室						
	・子育て世代のストレスマネジメント講習会						
・オリーブの会(MCG)							
・歯から始める子育て支援体制の構築							
・乳幼児健康診査							
・すくすく赤ちゃん訪問							
・すこやか子ども発達相談							
・育児相談・育児グループ・育児講演会							
・家庭における乳幼児事故防止対策							
・子どもに関する医療情報の提供							
②学童期から思春期までの健康づくり（P42）							
・思春期保健出張健康教育							
・10代のこころの健康に関する普及啓発事業							
・学校での基礎体力向上への取り組み							
・小児生活習慣病予防健診							
・セーフティ教室や薬物乱用防止教室の実施							
目標3 すきめこまやかな子育て家庭をサポートします	3-1 子育て支援サービスの総合的な展開（P45）						
	①子育て支援サービスの充実（P45）						
	・一時保育の充実						
	・ひろば型一時保育の充実						
	・ファミリーサポート事業						
	・子どもショートステイ						
	・子ども総合センターの運営						
	・子ども家庭支援センターの運営						
	・子育て支援コーディネート体制の充実						
	・乳幼児親子の居場所づくり						
	・地域子育て支援事業						
	・幼稚園子育て支援事業の実施						
	・キッズページの運営						
	・まちの子育てバリアフリーの推進						
	②経済的な支援（P53）						
	・児童手当(15歳まで)						
	・児童育成手当(育成手当18歳まで・障害手当20歳未満)						
	・児童扶養手当(18歳まで)						
・特別児童扶養手当(20歳未満)							
・子ども医療費助成(15歳まで)							
・ひとり親家庭医療費助成(18歳まで)							
・第3子目以降の保育料無料化							
・母子生活支援施設における学習支援							
・区立幼稚園保護者の負担軽減							
・生活保護受給世帯の小学生等への地域生活自立支援							
・私立幼稚園保護者の負担軽減							
・生活保護受給世帯の小中学生への学習環境整備支援							
・生活困窮世帯の中学生等への学習支援							

	妊娠期	乳児期 0～2歳	幼児期 3～5歳	小学生	中学生	青年期 ～18歳	世帯形成期 19～39歳	
目標3 きめこまやかなサービスですべての子育て家庭をサポートします	3-2 就学前の教育・保育環境の充実（P56）							
	①保育所待機児童の解消（P56）							
		・私立認可保育所等の整備						
		・認証保育所への支援						
		・保育園・幼稚園の子ども園への一元化						
		・家庭的保育事業・小規模保育事業						
		②保育サービスの充実と質の確保（P58）						
		・特別保育サービスの充実【延長、休日、病児・病後児等】						
		・各種研修の充実						
		・指導検査						
		③幼児教育環境の充実（P60）						
		・就学前教育合同研修等の充実						
		・時代の変化に応じた教育環境づくりの推進（区立幼稚園のあり方の見直し）						
		・私立幼稚園預かり保育推進事業						
		・子ども園における預かり保育の充実						
		3-3 放課後の子どもの居場所の充実（P62）						
		①学童クラブの充実と質の確保（P62）						
					・学童クラブの充実			
					・各種研修の充実			
					・巡回指導（障害児）			
		②児童館・放課後子どもひろば等の充実（P64）						
		・児童館における指定管理者制度の活用						
					・中高生にとっての魅力ある居場所づくり			
					・放課後子どもひろばの拡充			
					・児童福祉法に基づく放課後等デイサービス			
					・障害児等タイムケア事業			
		3-4 特に配慮が必要な子どもと家族のために（P67）						
			・保育園等における障害児保育		・学童クラブにおける障害児保育			
		・幼稚園における障害児保育						
	・補装具費の支給							
	・日常生活用具の給付							
				・住宅設備改善				
	・中等度難聴児発達支援事業							
	・障害児者のための居宅介護（ホームヘルプサービス）							
	・障害児者のための短期入所（ショートステイ）							
	3-5 ひとり親家庭への支援（P71）							
	・自立支援促進事業（ひとり親家庭福祉）（20歳未満）							
	・母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業（20歳未満）							
	・ひとり親家庭への家事援助者雇用費助成							
	3-6 外国につながるのある家庭、子どものために（P73）							
	・外国にルーツを持つ子どものサポート							
	・日本語学習への支援							
	・外国語版生活情報紙の発行							
	・保育園児等への日本語サポート							
		・日本語サポート指導						
		・日本語学級の運営						

	妊娠期	乳児期 0～2歳	幼児期 3～5歳	小学生	中学生	青年期 ～18歳	世帯形成期 19～39歳
目標4 安心して 子育て 環境を つくり ます	4-1 みんなで子どもの育ち・子育てを支えあえる環境づくり (P75)						
	・家庭・地域の教育力との連携(子育てメッセ)						
	・北山伏子育て支援協働事業(ゆったりーの)						
	・保育園・子ども園地域交流事業						
	・地域の子育て支援力の向上支援						
	・落合三世交代事業						
	4-2 子どもの笑顔があふれるまちづくり (P77)						
	・区有施設における子育てバリアフリーの推進						
	・交通バリアフリーの整備促進						
	・ユニバーサルデザイン・ガイドラインの策定と推進						
	・清潔できれいなトイレづくり						
	4-3 もっと安全で安心なまちづくり (P79)						
	・みんなで進める交通安全						
	・緊急避難場所「ピーポ110ぼんのいえ」						
	・安全で安心して暮らせるまちづくりの推進						
	4-4 未来の子どもたちへの環境づくり (P83)						
・環境学習情報センターの運営							
・地球温暖化対策の推進							
・環境学習・環境教育の推進							
・アユが喜ぶ川づくり(神田川河川公園の整備)							
・子育てファミリー世帯居住支援							
目標5 社会の 一員と して自 分らし く推 進し ます	5-1 ワーク・ライフ・バランスが実現できる取組みの推進 (P87)						
	・ワーク・ライフ・バランス についての意識啓発						
	・ワーク・ライフ・バランス 推進企業認定制度						
	・ワーク・ライフ・バランス 企業応援資金						
	5-2 男女がともに自分らしく生きるために (P89)						
	・配偶者等からの暴力の防止						
・男女共同参画啓発講座							
・小学校高学年向け 啓発誌の配付							
・男性の育児・介護サポート 企業応援事業							
・父親の育児参加の促進							
5-3 若者支援の総合的な推進 (P95)							
・若者のつどい							
・若者応援講座							
・障害者、高齢者、若年非就業者 等に対する総合的な就労支援							
・自殺総合対策							